

請求書の押印省略に関するQ&A

番号	質 問	回 答
I 対象となるもの		
1	押印が省略できる書類は何ですか。	令和5年4月1日以降に発行される請求書が対象になります。
2	電子メール、FAXで請求書を提出してもよいですか。	電子メール、FAXによる提出も可能です。ただし、正当な請求書等の要件が鮮明に読み取れるものに限りです。送信先のメールアドレス等については、担当所属にご確認願います。 また、電子メール、FAXで請求書を提出する場合は、必ず担当部署に送信の連絡をしてください。
3	従来どおり、請求書に押印し、郵送や持参してもよいですか。	押印された請求書の取扱いに変更はありません。押印した請求書の場合は、従来どおり原本を提出してください。
4	契約書等に基づいて請求されている債権（委託料・工事請負費等）においても、押印を省略できますか。	契約書等で、請求書の押印を求めているもの以外の押印は省略することができます。
5	助成金や補助金等の請求書等は押印省略できますか。	補助金等については、個別の要綱等の規定によりますので、担当部署に確認してください。
6	請求に係る金額を領収するときの受領印についても省略できますか。	省略することはできません。これまでどおり押印または署名が必要です。
7	代理人に請求又は請求にかかる金額を領収させる場合の受領委任について押印を省略できますか。	省略することはできません。これまでどおり押印または署名が必要です。
8	口座を指定する際の支払金口座振替依頼書の押印を省略することはできますか。	省略することはできません。これまでどおり押印または署名が必要です。
II 押印省略の方法		
1	押印省略する場合の代替方法を教えてください。	請求書に「発行責任者及び担当者」の欄を設け、役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）を必ず記載してください。確認のため、記載された方に連絡することがあります。
2	発行責任者とはどういった者ですか。	発行責任者は発行部門の長などが想定されますが、役職に関わらず、請求書を発行するにあたり責任を有する方をいいます。
3	担当者とはどういった者ですか。	請求書を発行する取引を担当する方をいいます。
4	発行責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載するのですか。	「担当者」欄に「同上」と記載してください。

5	代表者と発行責任者と担当者がすべて同じ場合（一人で事務所等を経営している場合等）はどのように記載すればよいですか。	代表者の職名・氏名は、記載してください。 そのうえで、押印を省略する際は、「発行責任者」欄に記載し、「担当者」欄に同上と記載してください。
6	発行責任者名や担当者名の記載は、苗字のみでもよいですか。	氏名（フルネーム）の記載が必要です。 （苗字のみ記載では押印を省略できませんので、注意してください。）
7	請求書について、法人の代表者の職名・氏名等を省略できますか。	今回の取扱いは、発行責任者の氏名等を追加することで押印を省略できる取扱いとするもので、従来の記載事項を省略することはできません。
8	連絡先は携帯電話番号でもよいですか。	固定電話の番号を記載してください。 固定電話を設置していない場合のみ、携帯電話番号を記載してください。
9	連絡先はメールアドレスでもよいですか。	請求書等に不明な点があった場合等、直接連絡することがあるため、電話番号を記載してください。
10	発行責任者名や担当者は手書きでもよいですか。	手書きでも結構ですが、鉛筆や消せる筆記用具での記載は不可です。
11	押印を省略した請求書は、電子メールで提出できますか。	押印を省略した請求書は、電子メールによる提出も可能です。 電子メールで提出する際は、PDF形式の添付ファイルで提出してください。
III 電子メールによる提出方法		
1	請求書を電子メールで提出する場合、ファイル形式の指定はありますか。	PDF形式の添付ファイルとしてください。
2	押印を省略した請求書は、電子メールで提出しなければならないですか。	押印を省略した場合、電子メールのほか、従来どおり郵送や持参による提出もできます。
3	電子メールに請求書を添付する代わりに、請求金額を含む請求書等の内容をメール本文に記載してもよいですか。	請求書の提出を省略することはできません。 電子メールで提出する場合は、請求書の書類そのものをPDF形式のファイルにし、メールに添付して提出してください。
4	請求書を電子メールで提出する場合、電子メールをどこに送信すればよいですか。	送信先のメールアドレスについては、請求書のやりとりをする担当部署に確認してください。
IV その他		
1	請求書に押印すると無効になりますか。	今回の取扱いは、押印を省略できるようにするものなので、押印がある請求書の取扱いに変更はありません。
2	押印を省略した請求書を修正する場合、訂正印で修正してもよいですか。	押印を省略した請求書については、訂正を不可とします。お手数ですが、再度作成をお願いします。
3	契約書や請書の押印は省略できますか。	契約書や請書への押印は、省略できません。

4	契約書や請書に添付された収入印紙への押印（消印）は省略できますか。	消印は省略できません。
5	記載した発行責任者や担当者あてに連絡がくることがありますか。	提出された書類確認のため、必要に応じて担当部署から連絡を行う場合があります。
6	上下水道部に提出する請求書等の押印も省略できますか。	上下水道部についても令和5年4月1日より、桑名市と同じく押印省略できるようになります。